令和8年9月受付分　公表

番号	件　名	市民の声（要旨）	市の回答	
1	未就学児の医療費助成について	松阪市のこども医療費助成制度について、以前から気になっていることがあります。 低所得世帯への医療費助成をなくしてほしいわけでも、窓口負担を全世帯0円にしてほしいわけでもありません。気になっているのは、未就学児の低所得世帯だけ窓口負担が0円であることで、医療機関で「お会計はありません。」と言われた際に、周囲の人から家庭の所得状況を推測されてしまう可能性があることです。 私自身、これまで他のご家庭の会計を聞いて、「この家庭は低所得世帯なのかな。」と意図せず思ってしまったことがありました。本来知る必要のない情報を、制度によって知ってしまうことに、いつも複雑な気持ちになります。 特に子ども同士や保護者同士の会話から、家庭の経済状況が知られてしまったり、からかいやいじめにつながったりする可能性も考えられます。 低所得世帯への助成は維持したまま、例えば窓口負担無しまたは一旦1,000円を支払い、後日助成を受けるかを選択できる仕組みを検討していただけないでしょうか。 経済的な支援だけでなく、子どもや家庭の尊厳・プライバシーにも配慮した制度設計を検討していただきたいです。	医療機関の窓口で「お会計はありません。」と案内されることにより、ご本人が望まない形で家庭の所得状況を周囲から推測されるのではないかというご心配について、子どもや家庭のプライバシーに関わる大切な問題であると受け止めております。 また、「支援を必要とする家庭を支援すること」と「支援を受けていることが周囲に分かってしまうこと」は別の問題であるとのご指摘は、制度を運用する上で大切な視点であると認識しております。 ご自身の経験を踏まえ、子どもへのからかいやいじめにつながる可能性にまで心を配ってご意見をお寄せいただいたことに、重ねてお礼申し上げます。 ご提案いただきました、窓口負担を0円とする方法と、いったん医療費をお支払いいただいた後に助成を受ける方法とを各家庭が選択できる仕組みにつきましては、制度運用や医療機関における事務手続などを踏まえますと、現時点では難しいと思われます。 一方、医療機関の会計時における案内につきましては、周囲の方に個人や家庭の状況を推測されにくくするための配慮が重要であると考えております。この対応につきましては、各医療機関の設備や運用状況も異なることから、関係機関との調整や医療現場の状況を踏まえ、市としてどのような配慮をお願いできるか、今後検討してまいります。 今後も、制度を利用される子どもやご家庭の立場に配慮し、安心して医療を受けられる制度の運用に努めてまいります。	保険年金課 （電話：53-4046）
2	阪内川の洪水対策について	最近、全国各地で線状降水帯による局地集中豪雨発生時に人命の損失や家屋の浸水などが発生しています。 松阪市においても2024年8月、阪内川の松尾地区から下流にかけて緊急安全確保を発令しました。このような危険な状況が発生したことから、市で何らかの対策をしてくれると考えていましたが、2年が経過しても阪内川の洪水対策は何も行っているように思えません。 どうして、松阪マラソンや駅前開発を計画する前に市民を守る松阪市が、阪内川の洪水対策を何もしないのでしょうか。 松阪市民を守るため、洪水対策（避難対策）の推進をお願いします。	阪内川は県が管理を行っている河川ではありますが、河川内の堆積土砂や雑木の繁茂が著しい箇所もあり、これまでも計画的に堆積土砂撤去等を行ってまいりました。しかし、近年の気候変動の影響により、水災害の頻発化・激甚化が顕著となっており、浸水被害のリスクは一層高まっています。市といたしましても、今後も適切な維持管理を行って頂くよう、県に要望を行ってまいりたいと考えております。 また、市では地域への出前講座や防災啓発冊子「災害に備える」の配布を通じて、市民の皆様へ平時からハザードマップの確認や避難ルートの確認など事前の備えをお願いする等、啓発に努めております。その中で、災害時には警戒レベル3の高齢者等避難などが発令されましたら、早めの避難をお願いしております。 令和6年の台風10号のように緊急安全確保が発令された場合や、夜間の災害時には、危険な移動はせず、自宅の2階等への垂直避難など、危険から最も離れた場所で命を守る最善の行動を優先していただくように啓発を行っているところです。 今後も災害への備え、災害に係る情報の取得、そして災害時にとるべき行動などの防災啓発に努め、自助・共助・公助の連携により、「災害による犠牲者ゼロのまち」を目指し、災害に強い安全で安心なまちづくりに努めてまいります。	土木課 （電話：53-4144） 防災対策課 （電話：53-4419）
3	(1)市内の公園について (2)道路の安全確保について	(1)市内の公園について 松阪市内には広くて遊具がたくさんある公園が少ないと思います。他の市には大きくて綺麗で思いっきり遊べる公園があり羨ましく思います。特に、嬉野周辺には大きい公園がありません。大きい公園があれば子供たちの運動不足解消にもなりますし、遊び場が増えることで親の負担軽減にも繋がり、子育てがしやすくなると思います。 子育て世代にとって、近くに大きな公園があるというのは、住む場所を決める上でとても魅力的な条件です。松阪市の人口減少を食い止めたいのであれば、大きな変化が必要ではないでしょうか。子供たちが思いっきり遊べる大きな公園を作って頂けないでしょうか。どうしてもできないのであれば、その理由を教えてください。 (2)道路の安全確保について 嬉野の旧初瀬街道は狭いですが、交通量がそれなりにあり、スピードを出す車が多くいます。歩道はほぼありません。子供たちの通学路でもあるので、端にポールを立てて歩行者を保護したり、ハンプなどのスピードを落とす仕組みを作っていただけたらと思っています。 最後に、一時的な派手なイベント(市政20周年のディズニーパレードなど)よりも、松阪市民の日常生活を良くするために税金を使ってほしいです。一昨年の松坂大輔さんのトークショーも、やるならせめて松阪市民優先にするべきだったと思います。 ご検討よろしくお願いいたします。	(1)市内の公園について 本市の都市公園面積は市民1人当たり約13平方メートルで、都市公園法施行令の標準である10㎡を満たし、全国及び三重県の平均も上回っている状況です。このため、現在は新たな公園の整備よりも、公園施設長寿命化計画に基づき、既存公園の遊具の更新や施設の改修を進めることとしています。 市内には、中部台運動公園、総合運動公園、鈴の森公園、ベルファーム、森林公園などの公園があります。また、伊勢中川駅周辺にも、規模は大きくありませんが、東浦公園やホオジ公園など遊具を備えた公園がありますので、身近な施設としてご利用いただければ幸いです。 現時点では伊勢中川駅周辺に新たな公園を整備する計画はありませんが、既存公園への遊具の設置など、地域から具体的なご要望がありましたら、利用状況や安全性、維持管理などを踏まえて検討してまいります。今後も、安全で利用しやすい公園づくりに努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 (2)道路の安全確保について 旧初瀬街道の通学路における交通安全に関しまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。歩道が整備されていない狭い道路でありながら、交通量があり、スピードを出して走行する車両が多いことで、児童の安全をご心配されているお気持ちは十分に理解しております。 道路交通法の改正（生活道路の安全対策推進など）の動向も踏まえ、いただいたご意見は警察署や小学校、自治会などの関係機関と情報共有いたします。その上で連携を図り、道路標示や速度抑制を促す効果的な仕組みなど、より安全性を高めるための改善策について協議してまいります。子どもたちが安全に安心して通学できる環境づくりに努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	北部建設保全事務所 （電話：48-3042）

令和8年9月受付分　公表

番号	件　名	市民の声（要旨）	市の回答	
4	PayPay還元、松阪みんなの商品券、松阪マラソン	PayPay還元事業、PayPayをしてない人への利益無し、松阪市以外の購入者に利益、キッチンカー市外で営業でもポイント還元、店舗にポイント還元のためにポイント分割を要請されるなどの店舗の不満、年配の方達はスマホも使いこなせない、スマホも持っていないのになど。 松阪みんなの商品券は特に今回は500円券と1000円券の2種類になった為に余計に大手スーパーなど大量に使用するところのレジ担当への負担、セルフレジなど使えるレジ使えないレジなどもあり店舗、客、両方の手間、印刷代や手数料などの費用。 松阪マラソンは毎年コース内店舗への売上影響、交通影響など、こちらのメールや夕刊三重に不満の市民の声が寄せられています。ここでの回答はほぼ『ご協力をお願いします』の一点張りです。ご協力で疲弊します。 意見としてメールや夕刊三重の声は市長に届いているのでしょうか？この政策も数回しているのに不満の声を知っているのか？無視しているのか？と思います。 この3つの政策には反対です。反対の声をよく考えて欲しいです。	「PayPayポイント還元事業」は、市民の皆さまへの生活支援という目的とともに、市内事業者への支援という側面もございます。そのため、松阪市外の方に松阪市内でキャッシュレス決済をご利用いただくことによるポイント還元も、結果的に市内事業者の売上向上に寄与し、松阪市全体に経済効果をもたらすという点を踏まえ、実施を決定したものでございます。一方で、デジタル化に伴うご負担や公平性に関する様々なご意見があることも十分に認識しております。キャッシュレス決済につきましては、日々の生活において便利にご活用いただけるものであることから、市民の皆様への普及も行政の重要な使命の一つであると考えており、これまでもスマートフォン教室などを開催し、利用に向けたサポートに努めてまいりました。本事業につきましては様々なご意見があることを重々理解しており、今回いただきましたお声につきましても、今後の大切なご意見としてしっかりと承ります。また、「松阪みんなの商品券」につきましても、過去の実施時に店舗の皆様からいただいたご負担に関するお声を受け止め、今回は商品券の裏面への押印作業を省略するなど、実態に合わせた負担軽減の改善に努めているところでございます。しかしながら、ご指摘いただいたような、レジ対応のご負担などについて、すべての現状をすぐに変えることが難しい部分もございます。 「みえ松阪マラソン」の実施に関しては、沿道事業所様や関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしておりますことを把握しております。大変申し訳ございません。交通規制につきましては、規制への周知を前回大会より早期に進めることが出来たものの、まだまだ各店舗様に渋滞に関する苦情が届いたり、ご不便やご迷惑をおかけしている現状を大きな課題としてとらえております。開催にあたり、沿道及び近隣住民の皆様、そして規制された道路を通行したい市内外の皆様に影響があることを十分認識し、早期周知及び様々な媒体を使った広報活動を次回大会へ向けて取り組んでまいります。また、規制の中で店舗に入れない代替の駐車場を一定の場所に確保する検討を進めており、希望店舗の方と調整するため、交通規制の時間・場所等警察協議を早急に進め確定させていきたいと考えています。 皆様からいただいた「反対である」というお声や、「このままではいけない」というご指摘は、今後の市政運営における大きな判断材料として真摯に受け止め、今後の事業のあり方を考える上で大切に生かすようにしております。すぐにすべての課題を解決することは容易ではありませんが、今回いただいたお声も含め、今後も市民の皆様の声を大切にしながら、より実情に即した施策のあり方を庁内全体で検討してまいります。	商工政策課 （電話：53-4361） スポーツ課 （電話：53-4402）
5	松阪市のペット遺骨供養・市外移送の見直しに関する要望	私たち家族は愛猫を嬉野斎場、愛犬を篠田山斎場で火葬していただき、いずれも篠田山で供養してきました。先日、実家へ帰省した際に篠田山斎場を訪れたところ、ペットの遺骨が1年後に県外の寺院へ移されることを掲示物から初めて知りました。 火葬時には、遺骨の一部を篠田山で合同供養することについて案内を受け、納得していましたし、篠田山の動物合同慰霊碑が最終的な供養場所だと思っていました。 県外の寺院へ移されることは火葬時に案内を受けておらず、先日、篠田山斎場へ電話すると、職員から市外への移送や最終的な供養先について、これまでは利用者へ案内してこなかったとの説明を受け、驚きました。最終的な供養先が縁もゆかりもない県外の寺院であることも含め、まさに寝耳に水の話でした。篠田山で供養している遺骨を、なぜ遠方の寺院へ移して改めて供養する必要があるのか、また、なぜ事前に案内してこなかったのか、私たちには理解しにくい運用です。歴史的な経緯や慣習、宗教上の理由などがあるのであれば、その点についてもご説明いただきたいと思います。 こうした仕組みを知らないまま、「家族がここにいる」という気持ちで篠田山で手を合わせ続けていたことを考えると、大きなショックと落胆、やりきれなさ、そして強い憤りを感じました。私たちと同じように、篠田山に自分のペットの遺骨があると思い、手を合わせ続けている方がほかにもいるのではないかと感じています。 家族にとって、遺骨がどこにあるのかは、供養の根幹に関わる非常に重要なことです。この件をきっかけに、遺骨の市外移送や最終供養のあり方には見直す余地があると感じました。すでに市内にある合同供養の場を活かし、できる限り身近な地域で最後まで供養できる体制を整えていただきたいと考えています。 1.篠田山にあるペットの遺骨の市外移送中止　3.市外で最終供養する際の事前案内 2.篠田山または市内での最終供養　4.市公式ホームページへの明記 求めているのは、家族として大切にしてきたペットの火葬や供養を安心して託すことができ、その後も身近な場所で手を合わせ続けることのできる供養の場です。遺骨がどこにあり、その後どのように供養されるのかがきちんと案内され、納得した上で利用できれば、安心して大切な家族の最期を託すことができます。同じような思いをする市民が今後生まれないよう、制度改善のきっかけとして受け止めていただきたい。	この度の動物碑へのお参りの際に、篠田山斎場の対応に不快な思いをされたこと、心からお詫び申し上げます。 松阪市でお預かりいたしましたペットの遺骨・供養については、平成21年度以前は篠田山霊苑内に埋葬しておりましたが、新聞報道において、火葬場の残骨灰、集じん灰の中に有害物質である六価クロム等が付着していることが問題視されましたことから、環境への配慮が必要であると判断し、平成22年度から有害物質及び金属類について適切な処理ができる専門業者へ業務委託を行っております。 また、ペットは家族であるという市民の強い思いがありますが、松阪市の斎場及び火葬場は公営であり、宗教行為となるような供養行為は一切行っていないため、専門処理業者にて適切な処理を行った後、処理業者が提携している寺社において最終埋葬をしていただいております。 ペット火葬については、民間の火葬施設や、火葬炉を積載した移動車両によるもの等、多種多様な選択肢がございますが、公営施設である篠田山斎場のペット火葬は合同火葬のみで、火葬の立合いや収骨はできないことを説明させていただき、ご納得いただいたうえで、ご家族さまとのお別れの後、冷蔵庫にて遺体を保管させていただき、一定の遺体が集まり次第、火葬させていただき、遺骨の一部を篠田山霊苑内にございます動物碑に安置させていただいておりますが、ペットの遺骨も年間約600kgになりますことから、動物碑に安置いたしました遺骨についても約1年を経過いたしました後、処理業者と提携する寺社の合同慰霊祭に合わせて動物碑から搬出しております。 令和8年5月より火葬業務委託の受注業者が変更となったことに伴い、処理業者も変更になりましたことから、動物碑の横に立て看板を設置し、最終埋葬先の寺社が変わる旨お知らせいたしましたが、家族として大切にされていたペットでございますので、お預かりする際に丁寧な説明を心がけるとともに最終供養先のご案内についても、ご家族がしっかりご納得されたうえでご利用いただけるよう心掛けて参ります。 今後、貴殿の貴重なご意見も含め公営の火葬場におけるペット火葬のあり方について検討を重ねて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	環境課　※篠田山斎場 （電話：29-1317）